

厚生労働省和歌山労働局発表
平成27年10月27日(火)

担 厚生労働和歌山労働局
職業安定部職業安定課
課長 榎本 一之
当 課長補佐 上野山 勲
電 話 073-488-1160

和歌山県と連携して移住・定住に係る 連携・協力体制を構築（全国初）

～「ハローワークサロンほんまち」を開設します～

和歌山労働局(局長 中原 正裕)は、和歌山県と「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定」を締結します。

本協定の締結により、和歌山県が地方創生事業として地方版総合戦略「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき設置する「わかやま定住サポートセンター」と連携・協力し、和歌山県への移住・定住希望者への就職支援を実施する施設として「ハローワークサロンほんまち」を設置します。

「ハローワークサロンほんまち」では、和歌山県への移住・定住希望者の就職支援のほか、若年者、新規学卒者(新卒応援ハローワーク)、子育て女性の就職支援等を一体的に実施します。

また、県内各ハローワークに「移住・定住相談窓口」を設置するとともに、移住推進17市町村のワンストップパーソンとの連携を強化し情報提供等を行います。

こうして県が、地方創生事業として地方版総合戦略に基づく施設を新規設置し、ハローワーク機能を併設し開所するのは全国初の取組です。

《協定の主な内容》

県内の雇用情勢、企業・求人情報の提供
県が実施する事業に関する広報・周知
しごとに関する移住支援 等

「ハローワークサロンほんまち」概要

1 名称等

ハローワークサロンほんまち
和歌山市本町1丁目22番 Wajima本町ビル2階

2 開設日

平成27年11月2日(月)

3 開庁時間等

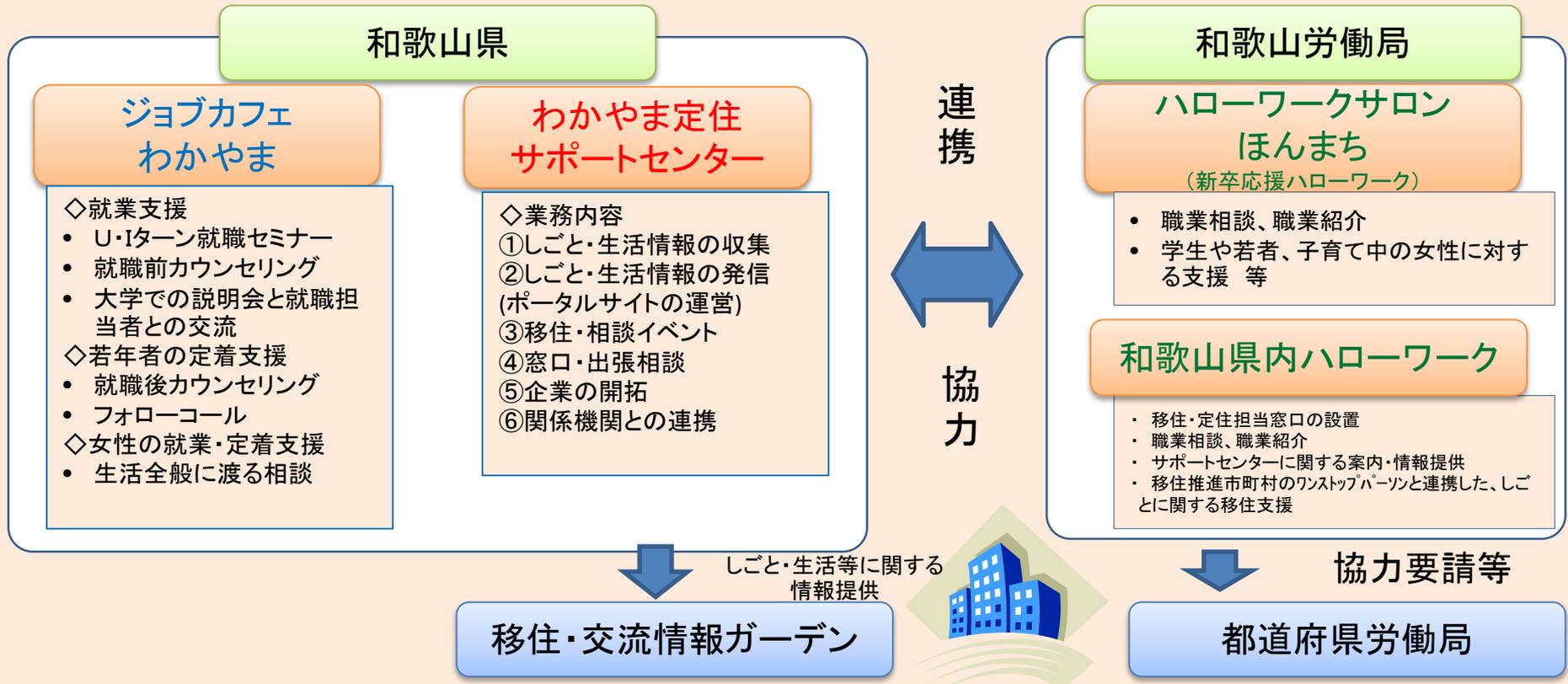
9:30～18:00(火曜、日祝、年末年始休み)

4 業務内容

- ・新規学校卒業予定者、既卒3年以内の方を対象とした就職支援
- ・子育て女性の方等を対象とした就職支援
- ・若年失業者、フリーターの方を対象とした就職支援
- ・移住・定住希望の方を対象とした就職支援

わかやま定住サポートセンター・ジョブカフェわかやまとハローワークの連携・協力

- 和歌山県は、若者人材の還流、育成、定着を図るため、しごと情報、生活情報を一元的に収集・提供する拠点として、和歌山市本町に「和歌山定住サポートセンター」を設置（平成27年11月1日）
- 和歌山労働局は、同所に「ハローワークサロンほんまち」を設置し、職業相談、職業紹介を実施するとともに、学生や若者に加え、子育て中の女性に対する支援を実施
- 和歌山県及び和歌山労働局は、若い人材の還流、育成、定着に資するための施策を総合的に推進するため、同所に「ジョブカフェわかやま」、「わかやま新卒応援ハローワーク」を移設し支援を実施



わかやま定住サポートセンター



11月1日オープン!

県内外の相談体制

わかやま定住サポートセンター

<移住・定住相談> ・移住・定住相談員(3名)

情報収集

- ・移住推進市町村から地域や生活情報等の収集
- ・医療・子育て支援情報の収集
- ・県空き家バンクから空き家の情報収集
- ・企業の中途採用情報の収集
- ・就農支援情報等の収集

情報提供

- 暮らし**
 - ・地域情報
 - ・医療・福祉・子育て情報
- 住まい**
 - ・空き家情報
- キャリア**
 - ・就業(中途・就農等)
 - ・起業

都市部の若者等

東京相談窓口

大阪相談窓口

移住・定住

ジョブカフェ

ハローワーク

<センターのイメージ>



<センター周辺MAP>

NEW!

定住サポートセンター



移住推進施策に係ると和歌山労働局の連携について

- 管内ハローワークへの移住・定住の相談・連絡窓口の選任
- 管内ハローワークから市町村ワンストップパーソンへの情報提供(求人の傾向など)
- 移住関連の研修・セミナー等への可能な範囲での協力・出席依頼

県内のハローワーク(8)



移住推進市町村(17)

移住推進市町村(17)の地図。各自治体の名称と人口(P)が記載されています。また、各自治体の担当職員の写真と連絡先が提供されています。

移住・交流推進市町村って?
田舎暮らしに関するワンストップパーソン(市町村職員)を置くとともに、地域住民の受入協議会が行政と連携して移住者を支援します。

市町村	人口(P)	担当職員	連絡先
紀美野町	33P	長瀬 啓介	0736-22-0300
かつらぎ町	34P	長瀬 啓介	0736-56-3443
九度山町	35P	長瀬 啓介	0736-56-3443
高野町	36P	長瀬 啓介	0736-56-3443
有田川町	39P	長瀬 啓介	0736-56-3443
日高川町	41P	長瀬 啓介	0736-56-3443
白浜町	43P	長瀬 啓介	0736-56-3443
すさみ町	44P	長瀬 啓介	0736-56-3443
古座川町	47P	長瀬 啓介	0736-56-3443
北山村	48P	長瀬 啓介	0736-56-3443
新宮市	45P	長瀬 啓介	0736-56-3443
那智勝浦町	46P	長瀬 啓介	0736-56-3443
串本町	49P	長瀬 啓介	0736-56-3443

ハローワークサロン ほんまち

新規

オープン

平成27年 11/2 (月)

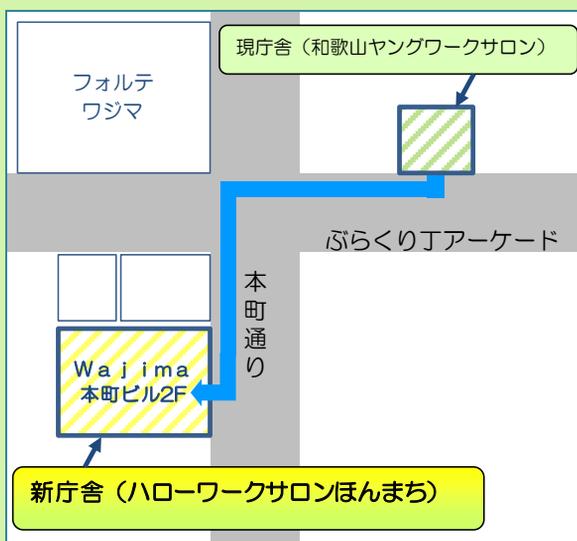
より通常業務を開始いたします。

< 業務内容 >

- ・新規卒業予定者、既卒3年以内の方を対象とした就職支援
- ・子育て女性の方等を対象とした就職支援
- ・若年失業者、フリーターの方を対象とした就職支援
- ・移住希望の方を対象とした就職支援

オープン
セレモニー

平成27年 11/1 (日)
10:00~



わかやま新卒応援ハローワークは移転します。

※現庁舎での業務は平成27年10月29日(木)までとなります。

10月30日、31日はお休みさせていただきます。

ハローワークサロンほんまち わかやま新卒応援ハローワーク

〒640-8033 和歌山市本町1丁目22番

Wajima本町ビル2F

TEL : 073-421-1220

FAX : 073-433-3433

開庁時間

9:30~18:00

閉庁日

火曜・日曜・祝日・年末年始

キッズスペース
できました!



和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定（案）

和歌山県（以下「県」という。）と和歌山労働局（以下「労働局」という。）は、和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県と労働局が、密接な連携・協力のもと、関連施策の実施等により和歌山県への若年者を中心とした人材（以下「若年人材等」という。）の還流、育成及び定着を促進することを目的とする。

（施設の設置）

第2条 県は、移住・定住を希望する者に対し、しごと情報、住まい（空き家）情報、生活情報を一元的にワンストップで収集・提供するための拠点施設として、「わかやま定住サポートセンター」（以下「センター」という。）を設置する。

2 労働局は、センターが実施する移住・定住に関する施策に連携・協力するため、同所に和歌山公共職業安定所（ハローワーク和歌山）の附属施設として「ハローワークサロンほんまち」を設置する。

（関連施設の移転）

第3条 和歌山県への若年人材等の還流、育成及び定着に資するための施策を総合的に推進するため、県は「ジョブカフェわかやま」を、労働局は「わかやま新卒応援ハローワーク」をそれぞれ同所へ移設する。

（相互の連携協力）

第4条 県及び労働局は、前2条の各施設等について、密接かつ有機的な連携の下に実効ある業務運営が確保されるよう、相互に連携し、協力するものとする。

（労働局による県への連携・協力）

第5条 労働局は、県が行う移住・定住促進に係る事業について、次のとおり連携し、協力するものとする。

- 一 県内の雇用情勢、企業・求人情報、移住にかかる相談情報等の提供
- 二 県が実施する事業に関する労働局ホームページを活用した広報・周知
- 三 管内のハローワークに移住担当窓口を設置し、移住推進市町村のワンストップパーソンと連携した、しごとに関する移住支援
- 四 センターが実施する事業に対し、管内ハローワーク、ワークプラザ岩出及び紀の川ワークサロンにおいて、利用者への事業案内や情報提供、所内へのパンフレット等の配置及び事業実施に当たっての庁舎の利用等への協力
- 五 県が県外で行う活動に対し、面接会等への職員派遣、関係都道府県労働局への協力依頼等、円滑な県外活動への協力

(連絡会議)

第6条 県及び労働局は、第2条及び第3条に規定する施設（以下「連携施設」という。）が、密接かつ有機的な連携・協力の下に実効ある業務運営が確保されるよう、年に1回以上、連携・協力等に関する連絡会議を開催するものとする。

2 第1項の連絡会議の構成及び運営については、県及び労働局において協議の上、別に定める。

(業務運営に係る情報交換)

第7条 連携施設は、運営状況について、定期的に情報を交換するとともに必要に応じ会合を開催するものとする。

(個人情報等の厳正な管理)

第8条 この協定に基づく各種施策の実施に関し取り扱う個人情報、企業情報について、県及び労働局は、法令及び例規を遵守し厳正な管理を行うものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成28年3月31日までとする。

2 本協定は、協定期間の満了する日の3か月前までに県又は労働局の一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとする場合は、県及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、和歌山県知事及び和歌山労働局長がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

和歌山労働局長 中原 正裕